

節税対策しながら 年金積立！ 老後の備えは 国民年金＋農業者年金

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント

1

支払った保険料は
全額社会保険料控除の対象！

ポイント

2

運用益は非課税！

ポイント

3

農業経営の状況に応じて
保険料を増額し、節税額をアップ！

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



積立てる保険料は、社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

積立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

保険料月額6万7千円を払えば、年間80万4千円が社会保険料控除の対象となり、課税対象所得が330万円超695万円以下であれば、1年で約24万4千円の節税ができます。

同一生計の配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、額に応じて節税額が増えます。

■保険料控除分の節税額（所得税・住民税）の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

運用益は非課税！ 制度発足以降18年間の運用利回りは、年率で+2.55%！

積立方式・確定拠出型の年金です。運用益は非課税で年金の原資として積み上がります。

毎年度の年金試算の積立・運用状況は毎年6月末までにお知らせをしています。これにより、自分の積み立てた額や運用益の状況がわかるようになっています。

■年金資産の運用実績

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
修正総合 利回り(%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
修正総合 利回り(%)	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.71	-2.08

平均運用利回り 年率で+2.55%

農業経営の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、節税額をアップすることもできます

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取り、死亡一時金は非課税です。

※加入期間等により支払った額を下回ることがあります。

受け取る年金は公的年金等控除が適用

事務経費は国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。